

「多摩市ＬＥＤ照明器具借上」に関する審査方法と審査基準

1 審査方針

「多摩市ＬＥＤ照明器具借上」（以下「借上」という。）における事業者選定のための審査は、多摩市ＬＥＤ照明器具借上に係る受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次の視点により行う。

2 第一次審査の進め方

第一次審査は、企画提案、提案の実現能力・体制等について、審査委員会が書類選考を行う。

(1) 審査項目・評価基準

審査の視点	審査区分	説明	評価	評 定 点
1. 事業者の体制・実績	① 業務実績	過去３年以内の、国または地方公共団体における同種公共施設照明器具ＬＥＤ化賃貸借事業についての実績	５段階評価	５
	② 実施体制	統括責任者・設計・交換・保守の役割分担が明確で、必要な要員が確保されているか。監理技術者・主任技術者など有資格者の配置計画が適切で、現場管理体制が十分か。	５段階評価	10
2. 機器の性能・提案	③ 規格適合・品質	製品が JIS/JLMA 等に適合しているか	２段階評価（適合／不適合）	５
	④ 省エネ・環境効果	提案機器の省エネ性能（固有エネルギー効率、既設比の削減量等）と環境配慮について記載されており、その内容が妥当か。算定根拠（カタログ値・試験値等）が明確で妥当であるか。	５段階評価	10
	⑤ 照明設計の質	JIS 等の基準を踏まえ、各室の用途に応じた明るさ・見え方が確保された、利用者にとって支障のない照明計画となっているか。	５段階評価	５
3. 調査・設計・交換計画	⑥ 安全・法令適合	配線改造時の絶縁・保護措置等、安全・法令順守が具体的に示されているか。	２段階評価	５
	⑦ スケジュール	機器の供給体制や標準納期を踏まえた実行性の高いスケジュールとなっているか。また、遅延が生じた場合の代替策や、施設を供用しながら交換する際の影響最小化（停電、動線、騒音等）について、具体的な対応方針が示されているか。	５段階評価	10

	⑧ 調査・判断基準	契約後に実施する現地詳細調査について、既設照明設備の状態や使用環境等をどのような観点で確認するかなど、調査手法が明確に示されているか。	5段階評価	5
4. 維持管理・保証体制	⑨ リース期間中のサポート体制	不具合時の初動対応、連絡体制、代替器具提供などサポート内容が明確で実効性があるか。	5段階評価	10
	⑩ 保証範囲・期間	保証期間や対応範囲が明確で、市との責任分界が整理されているか。動産総合保険に加入するなど保証に関するリスク管理がなされているか	5段階評価	5
5. 地域貢献度	⑪ 市内事業者の活用	市内事業者が参加する提案か。また、参加する場合は市内事業者の役割や範囲が具体的に示され、実効性のある計画となっているか。	5段階評価	10
6. 環境配慮（任意加点）	⑫ 環境配慮の独自提案（任意）	その他環境配慮に関した独自提案について評価	5段階評価	5
7. 価格点			区分評価 （（３） の表による）	15

(2) 審査方法

第一次審査は、審査委員会の各委員が持ち点 100 点で（１）に基づき提案書を審査し、その結果を平均（小数点未満四捨五入）したものを得点とする。基準点を 60 点とし、得点が基準点を下回った者は失格とする。基準点を超えた者が 3 者以上の場合は、得点の高い順から上位 3 者までを通過とし、3 者に満たない場合は基準点を超えた参加者のすべてを通過とする。なお、参加者が 3 名を超えない場合にあっても基準点を超えない参加者は失格とする。

上位 3 者の境界で同点者が 3 者を超える場合は、価格点の得点が高い者を上位とする。それでもなお同点の場合は、審査委員会において協議し、必要に応じて審査員の投票により決する。なお、投票においても同数の場合は、委員長が決する。

(3) 価格点における評価基準

価格点は、提案価格について、別表「価格点算定表」により算定する。なお、提案価格の内訳は、価格点の算定には用いない。

市は、契約目途額の積算内訳として、別紙2「LED 化対象施設一覧」に示す「施設No.○～○」の施設群ごとの上限額（以下「施設群別内訳上限額」という。）を設定する。提案者は、提案価格の内訳として、別紙2に掲げる施設群ごとの金額（以下「施設群別内訳金額」という。）を提示することとする。施設群別内訳金額のいずれかが施設群別内訳上限額を超える場合は、当該参加者を失格とする。ただし、施設群別内訳金額は、前記（価格点の算定）における点数評価の対象とはしない。

（施設群別内訳の対象）

本要件の対象となる施設群は、「多摩市LED照明器具借上」に係る公募型プロポーザル募集要領1（8）契約目途額に記載した「施設No.○～○」等の区分とする。

（税及び端数処理）

施設群別内訳上限額及び施設群別内訳金額は税込とし、1円未満の端数は切り捨てる。判定は端数処理後の金額による。

【別表「価格点算定表」】

提案価格	得点
多摩市の契約目途額 80%未満	15 点
多摩市の契約目途額 80%以上 85%未満	12 点
多摩市の契約目途額 85%以上 90%未満	8 点
多摩市の契約目途額 90%以上 95%未満	4 点
多摩市の契約目途額 95%以上 100%以下	0 点
多摩市の契約目途額を超えるもの及び施設群別内訳金額が施設群別内訳上限額のいずれか一つでも超えるもの	失格

※契約目途額：298,360 千円（税込）

施設群別内訳上限額

施設No. 1	25,300 千円
施設No. 2	55,520 千円
施設No. 3～5、9～10	67,800 千円
施設No. 6～7、16～28	59,180 千円
施設No. 8	26,230 千円
施設No.11～13	18,940 千円
施設No.14	3,270 千円
施設No.15	13,440 千円
施設No.29	2,750 千円
施設No.30	11,460 千円
施設No.31	2,360 千円
施設No.32	5,150 千円
施設No.33	6,960 千円

3 第二次審査の進め方

第二次審査は、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の的確性・実効性について、審査委員会が評価を行う。

(1) 審査項目

	審査項目及び配点	審査事項
1	提案内容の実効性・環境配慮等 (50 点満点)	① 提案内容が実効性を有したものであるか ② 多摩市の環境施策に即した提案かつ環境に配慮した提案であるか

(2) 審査方法

第二次審査は、審査委員会の各委員が持ち点 50 点でプレゼンテーション及びヒアリングについて審査し、その結果を平均（小数点未満四捨五入）したものを得点とする。第一次審査の得点と第二次審査の得点を合算した総合得点（150 点満点）により順位付けを行い、最適受託候補者及び次席者を選定する。なお、審査対象となる者が 1 者のみとなった場合は、その者の第二次審査の得点が 30 点以上の場合のみ、最適受託候補者とする。

総合得点が同点の場合は、次の順で順位を決定する。

- ① 価格点が高い者
- ② 第二次審査の得点が高い者
- ③ 第一次審査の「省エネ・環境効果」「地域貢献度」の評定点が高い者

上記によっても決しない場合は、審査委員会において協議し、必要に応じて審査員の投票により決する。なお、投票においても同数の場合は、委員長が決する。

(3) 評価基準書

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分
1	①	40 点	32 点	24 点	16 点	0 点
	②	10 点	8 点	6 点	4 点	0 点